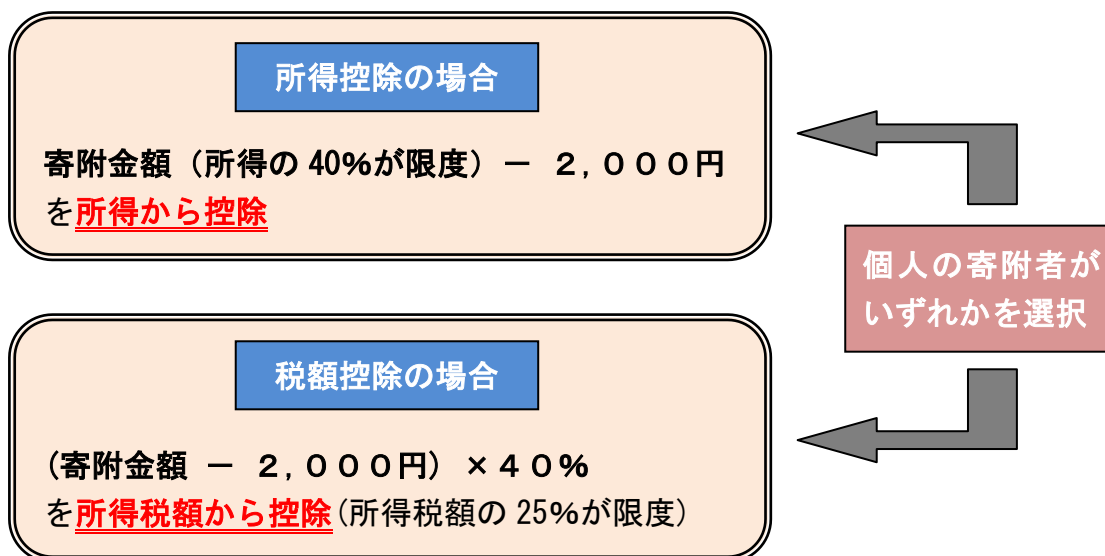


個人の方が、当法人に対してご寄附いただいた場合、所得控除と税額控除のいずれかを選択できるようになりました。（ただし、確定申告が必要になります。）



さらに、 $(\text{寄附金額}(\text{所得の30\%が限度}) - 2,000\text{円}) \times 10\%$ が、個人住民税から控除されます。

【参考例】

年収 500 万円（夫婦共働き、小学生の子ども 2 人）の世帯が、当法人に（10,000 円、50,000 円、100,000 円）のご寄附をいただいた場合の実際減税額（所得税：目安）

	10,000 円	50,000 円	100,000 円
所得控除	800 円	4,800 円	9,800 円
税額控除	3,200 円	19,200 円	39,200 円

※1 この事例では、税額控除の方が、節税効果を得られますが、ご寄附される方の収入によっては、所得控除の方が有利になる場合もございます。

※2 上記試算は平成 24 年 3 月現在の税制に基づいております。